

年管管発 0116 第 2 号
令和 6 年 1 月 16 日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等にかかる届書等の取扱いについて(通知)

今般、令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(以下「災害救助法適用区域」という。)における国民年金、厚生年金保険及び船員保険等の受給権者又は受給者及び年金生活者支援給付金の受給資格者(以下「受給権者等」という。)に係る生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等(以下「届書等」という。)の提出期限の延長について、「令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について(通知)」(令和6年1月16日付け年管発第3号)により厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長に対しその旨通知されたところであるが、その取扱いについては次のとおりであるので通知する。

なお、市区町村に対しては別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 対象者について

対象者は、令和6年1月1日において令和6年能登半島地震に際し災害救助法適用区域に住所を有していた受給権者等であって、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にある者であること。

2 提出期限

上記1の対象者について、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にある者についての令和6年における届書等(20歳前障害基礎年金の受給権者等が提出する所得状況届、年金生活者支援給付金の受給権者が提出する所得状況届等を除く。以下同じ。)の提出期限は令和6年6月30日とされたこと。

3 障害年金受給権者等の届書等に関する事務の取扱いについて

対象者のうち、延長後の提出期限までに障害状態確認届が提出された者にあつては、障害の程度を診査した結果、年金額の改定又は年金の支給停止を行うべき者の取扱いは、次のとおりであること。なお、対象者のうち、延長後の提出期限までに障害状態確認届が提出されない者にあつては、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届が提出期限までに提出されなかった場合の事務の取扱いについて(令和2年6月22日付年管管発 0622 第8号)」により取扱うこと。

(1) 増額改定について

障害給付の増額改定は、誕生日の属する月の翌月分から行うこと。

(2) 減額改定及び支給停止について

障害給付の減額改定又は支給停止は、令和6年10月(提出期限の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月)分から行うこと。

年管管発 0116 第 3 号
令和 6 年 1 月 16 日

地方厚生(支)局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等にかかる届書等の取扱いについて(通知)

標記について、別添のとおり日本年金機構給付業務担当理事あて通知をしたので、御了知いただくとともに、貴管轄市町村への周知方よろしく取り計らわれない。

年管管発 0116 第 2 号
令和 6 年 1 月 16 日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等にかかる届書等の取扱いについて(通知)

今般、令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(以下「災害救助法適用区域」という。)における国民年金、厚生年金保険及び船員保険等の受給権者又は受給者及び年金生活者支援給付金の受給資格者(以下「受給権者等」という。)に係る生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等(以下「届書等」という。)の提出期限の延長について、「令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について(通知)」(令和6年1月16日付け年管発第3号)により厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長に対しその旨通知されたところであるが、その取扱いについては次のとおりであるので通知する。

なお、市区町村に対しては別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 対象者について

対象者は、令和6年1月1日において令和6年能登半島地震に際し災害救助法適用区域に住所を有していた受給権者等であって、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にある者であること。

2 提出期限

上記1の対象者について、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にある者についての令和6年における届書等(20歳前障害基礎年金の受給権者等が提出する所得状況届、年金生活者支援給付金の受給権者が提出する所得状況届等を除く。以下同じ。)の提出期限は令和6年6月30日とされたこと。

3 障害年金受給権者等の届書等に関する事務の取扱いについて

対象者のうち、延長後の提出期限までに障害状態確認届が提出された者にあつては、障害の程度を診査した結果、年金額の改定又は年金の支給停止を行うべき者の取扱いは、次のとおりであること。なお、対象者のうち、延長後の提出期限までに障害状態確認届が提出されない者にあつては、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届が提出期限までに提出されなかった場合の事務の取扱いについて(令和2年6月22日付年管管発 0622 第8号)」により取扱うこと。

(1) 増額改定について

障害給付の増額改定は、誕生日の属する月の翌月分から行うこと。

(2) 減額改定及び支給停止について

障害給付の減額改定又は支給停止は、令和6年10月(提出期限の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月)分から行うこと。